

## 総合教育センター施設の使用手続きについて

浅春の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

本年度の二酸化炭素検査も終了し、28年度も残りわずかになりました。

この1年間も、学校薬剤師として学校安全保健に取り組み、環境衛生についての検査、講演講義等、大変お疲れ様でした。

部員のみな様には、学校薬剤師部の活動にご理解・ご協力をいただきましたことに感謝いたします。

さて、標記の使用手続きにつきまして、28年度初めにお伝えいたしましたが、姫路市立以外の学校・園が総合教育センター施設を使用した場合、使用料と共益費がかかります。その費用は学校・園に負担をしていただいています。姫路市教育委員会が1年間の使用実績を確認し、費用請求を各学校・園にされます。

また、29年度も引き続き総合教育センターを使用する場合は、使用許可申請書が必要になります。学校薬剤師部は、給食検査とプール検査の時に総合教育センターを使用させていただいています。姫路市教育委員会様より下記の内容の情報提供を学校薬剤師部にいただきました。

部員の皆様には、内容のご理解をお願いいたします。

総合教育センター施設の使用手続きにつきまして、

本日、県立学校・神崎郡3町教育委員会・私立学校等に対し

- ・平成28年度の使用実績の確認及び費用請求の予告(3月最終週に納付用紙を送付)
- ・平成29年度の使用許可申請の案内(申請書提出締切:4月14日)

に関する文書を発送いたしました。

事務長さん等から学校薬剤師の方に問い合わせがある可能性もありますので、情報提供させていただきます。

なお、費用負担は、1校園当たり

- ・使用料260円(県立・町立は0円)
- ・共益費120円～220円程度

となる見込みです。

H29.3.21

部員の皆様には上記内容をご理解いただきまして、担当校園からの問い合わせ等があった場合には、対応していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、この内容は、県立学校・神崎郡3町の学校園・私立学校等の担当の先生に関する内容ですが、姫路市立校担当の先生にも本状のメール、FAXを送らせていただいていますことをお許しください。

何かご不明な点がございましたら、姫路薬剤師会事務局までご連絡下さい。

